

狭山市立博物館  
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止ガイドライン

令和4年5月28日版

指定管理者  
アクティオ・東急コミュニティー共同事業体

## 目次

■はじめに	1
<u>1 来館者に実施していただく事項</u>	1
(1) 利用の自粛・制限	1
(2) 基本的な感染防止策の徹底	1
<u>2 来館者の安全確保のために実施すること</u>	1
(1) 入館の制限	1
(2) 手指消毒の徹底	2
(3) マスク着用の徹底	2
(4) 施設内で感染が疑われる者が発生した場合の対応	2
<u>3 従事者の安全確保のために実施すること</u>	2
(1) 勤務の制限	2
(2) 感染対策の徹底	2
(3) 発話の削減	2
(4) 情報提供	2
<u>4 施設管理</u>	2
(1) 館内	2
(2) 窓口	2
(3) ロビー、休憩スペース	3
(4) トイレ	3
(5) カフェテリアレストラン	3
<u>5 広報・周知</u>	3
(1) 来館の自粛	3
(2) 社会的距離の確保の徹底	3
(3) 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底	3
(4) 本ガイドラインの徹底	3
<u>6 博物館におけるイベント等の開催に際しての具体的対策</u>	3
(1) 公演等前	3
(2) 公演等当日	4

## ■はじめに

本ガイドラインは、「狭山市公共施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止の基本的なガイドライン（R2.6.3）」及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（R3.11.19）」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策本部）並びに「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（R3.10.14）」（公益財団法人日本博物館協会）を踏まえ、狭山市立博物館における感染防止策として実施すべき基本的事項を示したものです。

なお、国等のガイドライン等に変更があった場合には、本ガイドラインを見直すことがあります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国から「緊急事態宣言」が発令された場合や「まん延防止等重点措置」が講じられた場合においては、本ガイドラインの定めによらず、施設の利用を制限する場合があります。

## 1 来館者に実施していただく事項

### （1）利用の自粛・制限

（ア）風邪症状等（37.5 度以上の発熱または平熱と比べて1度を超える発熱、のどの痛み、咳、強いだるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚異常等の体調不良）がみられる場合は来館の自粛。

（イ）新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合や過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航及び当該在住者との濃厚接触がある場合は利用の自粛。

### （2）基本的な感染防止策の徹底

（ア）施設に来館する際は原則マスクの着用。

（イ）入館時、アルコール消毒液による手指消毒または石鹸による手洗いの実施。

（ウ）施設内では、来館者間のソーシャルディスタンス（1メートル以上を目安）の確保。また、相互接触の機会（対面での会話や近距離での意見交換等）の軽減。

（エ）施設内での飲食（併設カフェテリアレストラン内を除く）の禁止。

（オ）使用済みのマスクやごみの各自持ち帰り。

## 2 来館者の安全確保のために実施すること

### （1）入館の制限

受付時に来館者に対し、厚生労働省が外出を控えるべきとする、軽い風邪症状（37.5 度以上の発熱又は平熱と比べて1度を超える発熱、のどの痛み、咳、強いだるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚異常等の体調不良）の有無について検温等で確認し、症状がある場合は感染防止の観点から入館をお断りする。また、その旨を入り口及びホームページに掲示する。

### （2）手指消毒の徹底

現在館内5ヶ所に設置しているアルコール消毒液に加え、ウイルスに対して不活性化作用のある次亜塩素酸水の消毒液を増設する。また受付時に来館者へ消毒液の利用について掲示して周知する。

### （3）マスク着用の徹底

来館者に対し、消毒液利用とマスク着用を呼びかける掲示を館内各所に設置する。

#### (4) 施設内で感染が疑われる者が発生した場合の対応

施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合、以下のような対応を行う。

- (ア) 速やかに別室へ移し隔離する。
- (イ) 対応する従事者は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講ずる。
- (ウ) 救急搬送を要請し医療機関へ搬送するとともに事後の状況を把握する。
- (エ) 当該者が感染していた時には保健所等との連携の下に、速やかな情報公開等事後の対策を講ずる。

### **3 従事者の安全確保のために実施すること**

#### (1) 勤務の制限

従事者に対して定期的な検温を課し、特に 37.5 度以上の発熱又は平熱と比べて 1 度を超える発熱、が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を館内で記録する。さらに、発熱の他に、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状に該当する場合も、自宅待機とする。

#### (2) 感染対策の徹底

咳エチケット、不織布マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。

#### (3) 発話の削減

従事者から来館者に対する留意事項の説明や誘導のために必要な発話、及び来館者の質問に直接対応する機会を極力減らすために、館内放送やパネル等による案内を活用する。

#### (4) 情報提供

従事者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

### **4 施設管理**

#### (1) 館内

- (ア) 館内の清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。特に閉館後、館内の来館者動線について次亜塩素酸水の消毒液による消毒作業を徹底する。
- (イ) 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする。特に高頻度接触部位（椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、自動販売機、蛇口、トイレ、手すり、エレベーターのボタン、スイッチのある展示、車椅子の貸出機材、傘立て）に留意する。
- (ウ) 清掃やゴミの廃棄を行う者には、不織布マスクや手袋の着用を徹底する。
- (エ) 清掃やごみ廃棄作業を終えた後は、必ず手洗いを行う。

#### (2) 窓口

- (ア) 対面で販売を行うため、透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。

#### (3) ロビー、休憩スペース

- (ア) 対面での飲食や会話を回避するよう掲示等で呼びかける。
- (イ) 休憩中に、人が滞留しないよう、間隔を置いたスペース作り等の工夫を行う。
- (ウ) テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- (エ) 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

#### (4) トイレ

(ア) 不特定多数が接触するため、清掃・消毒をこまめに行う。

#### (5) カフェテリアレストラン

(ア) 対面で販売を行うため、透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。

(イ) 混雑時の入場制限を実施する。

(ウ) 施設内の換気を徹底する。

(エ) 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。

(オ) 飲食施設に関わる従業員は、体調管理、不織布マスクの着用及び手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場する。施設の利用者も手指消毒を行ってから入場する。

(カ) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

### **5 広報・周知**

従事者及び来館者に対して、以下についてホームページ等で周知する。

#### (1) 来館の自粛

健康状態等による来館自粛の徹底（37.5度以上の発熱又は平熱と比べて1度を超える発熱、咳・咽頭痛などの症状がある場合。さらに、発熱の他に、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐がある場合も来館の自粛を要請する。）

#### (2) 社会的距離の確保の徹底

#### (3) 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底

#### (4) 本ガイドラインの徹底

### **6 博物館におけるイベント等（講座・ワークショップを含む）の開催に際しての具体的対策**

施設において、講演会、コンサートやワークショップ等の公演等（以下「公演等」という。）が開催される場合には、以下の措置を講ずる。その際、措置を講ずるべき主体は、公演等の主催者であることに留意し、施設管理者との連携・協力の下で以下の対策を実施することが求められる。

#### (1) 公演等前

(ア) イベント主催者は「感染防止策チェックリスト」（様式は埼玉県が定めるもの）を作成し、博物館ホームページ等で公表する。

(イ) 各回の公演等ごとに、当該公演等の参加者（以下「公演等参加者」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。事前に把握できない参加者についても、できる限り把握する。また、公演等参加者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

(ウ) 公演等のスタッフ（以下「公演スタッフ」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演スタッフに対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

(エ) 本ガイドライン及び施設ごとの対応方針について、全員に周知徹底を図る。

(オ) 来館前の検温の実施の要請のほか、来館を控えてもらう条件を事前に周知する。

#### (2) 公演等当日

- (ア) 公演等参加者の感染防止策として以下の措置を講ずる。
- (A) 体温管理・衛生管理等を実施する。
  - (B) 接触確認アプリ（COCOA）や埼玉県 LINE コロナお知らせシステムを積極的に導入するとともに参加者に対し利用を促す。
  - (C) 定期的な手指消毒を奨励する。
  - (D) 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合は、密が発生しない程度の間隔（できるだけ2m（最低1mの間隔））を確保する。この場合、正しいマスクの着用状況が確認できるようにするとともに、着用していない場合、個別に注意等を行う。また、大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるような体制を整備する。
  - (E) 公演等中の公演等参加者同士の接触は控えるよう周知する。
  - (F) 公演等参加者と接触するような演出（公演来場者をステージにあげる、ハイタッチをする等）は行わないこととする。
  - (G) 場内における会話制限を実施する。
- (イ) 公演等スタッフの感染防止策として以下の措置を講ずる。
- (A) 催事の運営に必要な最小限度の人数とする。
  - (B) 施設内での不織布マスクの原則常時着用や手指消毒を徹底する。
  - (C) 検温を行うこととし、平熱と比べて高い発熱がある場合には自宅待機とする。さらに、発熱の他に下記の症状に該当する場合も、自宅待機とするよう促す。  
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
  - (D) 公演等スタッフの緊急連絡先や勤務状況を把握する。
  - (E) 公演等スタッフに感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- (ウ) 公演等参加者に対する検温実施等を行い、以下に該当する者の入館制限を実施する。来場を控えてもらうケースを事前に十分周知し、その際に来場者ができるだけ不利益を被らないように、状況に応じてチケット代金の払戻対応等により有症状者等の入場を確実に防止する措置を講じる。
- (A) 来館前に検温を行い、平熱と比べて高い発熱がある場合
  - (B) 咳・咽頭痛など、上記公演等スタッフに自宅待機を促す症状がある場合
  - (C) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
  - (D) 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合
- (エ) 公演等の会場入口に行列が生じる場合、マーカーの設置等により十分な間隔（できるだけ2m（最低1mの間隔））を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。
- (オ) 会場内の換気を行う。
- (カ) 人員の配置や導線の確保等により、休憩時間や待合場所等での密集を回避する。
- (キ) 感染が疑われる者が公演等中に発生した場合は、2.（5）と同様に取り扱う。
- (ク) 感染が疑われる者が公演等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

以上

感染防止策チェックリスト  
様式 埼玉県令和3年11月版

感染防止策チェックリスト

【令和3年11月版 埼玉県】

開催概要	本項目では、チェックリストを記入する前に、催物の情報をご登録ください。		
開催日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分 複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。		
イベント名			
開催会場			
会場所在地			
収容定員	<input type="checkbox"/>	人	<input type="checkbox"/> 収容定員なし
収容率 (上限)	<input type="checkbox"/>	(大声なし) ※1 収容定員の100%以内	<input type="checkbox"/> (大声なし) ※1 密にならない程度の間隔
	<input type="checkbox"/>	(大声あり) ※1 収容定員の50%以内	<input type="checkbox"/> (大声あり) ※1 十分な人と人との間隔 (なるべく2m 最低1m)
参加人数			
出演者 チーム等	多数のため取まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。		
主催者			
主催者 所在地			
主催者 連絡先	(電話番号)		(メールアドレス)
開催案内等 のURL			
その他の 特記事項 ※2			

※1大声の定義:「客が、通常よりもはるかに大きな音で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策を講じないイベントは「大声あり」に該当することと整理します。  
※2大声なしとした場合、大声無しとした理由や、大声を伴わないことを担保する具体的な対策を記載してください。

感染防止策チェックリスト

【令和3年11月版 埼玉県】

基本的な 感染防止	イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染予防策）を満たすことが必要です。 ※5000人かつ収容率50%超、屋外等定員のない会場においては5000人超のイベント開催時には具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。
--------------	--

チェック欄	【○、×、－（該当なし）】
①飛沫の抑制(マスク着用や大声を出さないこと)の徹底	<p>【大声なしの場合】 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク(品質の確かな、できれば不織布)の正しい着用や大声(※)を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。</p> <p>(※) 大声の定義を「客が、通常よりもはるかに大きな声で、②反復・継続的に声を発すること」とする。</p> <p>【大声ありの場合】「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声を出す行為」と読み替える。</p>
②手洗、手指・施設等の消毒の徹底	<p>こまめな手洗やアルコール消毒による手指消毒の徹底を促す(会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施。)</p> <p>主催者側による施設内(出入口、トイレ、共用部等)の定期的かつこまめな消毒の実施。</p>
③換気の徹底	法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上・1回に5分間以上等)の徹底。
④来場者間の密集回避	入退場時の密集を回避するための措置(入場ゲートの増設や時間差入退場等)の実施。
	<p>休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や導線確保等の体制構築。</p> <p>大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性があるイベントは、前後左右の座席と身体的距離の確保</p>

感染防止策チェックリスト

基本的な 感染防止	イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染予防策）を満たすことが必要です。 ※5000人かつ収容率50%超、屋外等定員のない会場においては5000人超のイベント開催時には具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。
--------------	--

チェック欄	【○、×、－（該当なし）】
⑤飲食の制限	飲食時の感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底。
	飲食中以外のマスク着用の推奨。
	長時間マスクを外す飲食は、場所への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用 エリア 以外（例：観客席等）は自粛。
⑥出演者等の感染対策	自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討。）。
	<p>有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する。</p> <p>練習時等、イベント開催前も含め、声を発する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。</p> <p>出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフが必要な場合を除く。）。</p>
⑦参加者の把握・管理	チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握。
	<p>入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症状)等を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。</p> <p>時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起。</p>

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。